平成２４年（フ）第３２５号
静岡県磐田市今之浦３丁目15番地１　Ｖタウン303号、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市西貝塚2288番地21
破産者　戸神　英司
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
静岡県磐田市今之浦３丁目15番地１　Ｖタウン303号、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市西貝塚2288番地21
破産者　戸神美登里
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
静岡県浜松市中区龍禅寺町567番地の２、開始決定時の住所静岡県浜松市南区三島町806番地の５
破産者　田島あゆみ
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
静岡県浜松市中区曳馬１丁目16番18号　ハイツエトアール102号、開始決定時の住所静岡県浜松市南区飯田町149番地　市営飯田団地Ｃ棟403号
破産者　竹内　昭彦
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
静岡県浜松市西区入野町10016番地の１　ライトパレス309、前住所静岡県浜松市東区国吉町229番地の１
破産者　渡辺　眞男
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
香川県高松市由良町636番地
破産者　満濃　勝己
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６５号
香川県高松市牟礼町大町1415番地59
破産者　藤井啓三郎
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０号
長崎県大村市武部町466番地、前住所長崎県大村市池田２丁目624番地11
破産者　吉田　　要
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
沖縄県那覇市具志１丁目２番26号　忠マンション302
破産者　田原　優子
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２０６号
沖縄県那覇市天久１丁目７番13号　Ｋハウス102
破産者　新城　　透
１　決定年月日　平成25年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４８号
茨城県つくば市平沢479番地２
破産者　杉田　清栄
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第７号
茨城県土浦市右籾2410番地、前住所千葉県柏市旭町４丁目10番９号　ステージ柏壱番館205号
破産者　今岡　正義
１　決定年月日　平成25年９月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７８号
札幌市北区百合が原６丁目２番20―207号
破産者　吉岡　直哉
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５９号
相模原市緑区吉野1416番地10
破産者　小坂　英樹
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１４号
静岡県富士市石坂337番地の８　ドミール小林Ⅱ―201号、前住所静岡県伊豆市瓜生野498番地の１
破産者　勧興工業こと　渡辺　修一
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２５９号
静岡県富士市本市場59番地の１　カーサカジマⅠ―409号、旧住所静岡県富士市松岡455番地の１、小笠郡大東町千浜5619番地の２
破産者　望月　　浩
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１３３７号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１県営東浦住宅12棟204号、開始決定時の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字池下30番地の１　ジヤス東浦805号
破産者　野々山多賀彦
１　決定年月日　平成25年９月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部